

介護ロボット導入支援事業

1 事業の概要

介護施設・事業所において、知事が適当と認めた介護ロボット（「2 補助対象機器」のとおり）を導入する場合、その費用の 1 / 2（30万円を上限）を補助するものです。

※詳細は別紙のとおり

2 補助対象機器

① 県における検証の結果、効果があると認められた次の種類の機器について、優先的に採択します。

- ・離床センサー
- ・褥瘡予防機器
- ・離床アシストベッド
- ・20万円以下の簡易装着型移乗アシストスーツ
- ・排泄検知センサー

② 次の機器については、有効に活用されると判断される場合に採択します。

- ・尿吸引ロボ
- ・介護リフト

③ 上記以外の機器については、県における検証の結果、判断します。

3 提出書類

- ・協議書（別紙 2 - 1）
- ・補助金所要額調書（別紙 2 - 2）
- ・施設・事業所別補助金所要額調書（別紙 2 - 3）
- ・介護ロボット導入計画書（別紙 2 - 4）
- ・カタログ、見積書等、参考となる資料

4 提出期限

平成 30 年 6 月 15 日（金）

5 提出方法

書面 1 部を郵送又は持参するほか、電子データでも提出してください。

- ・電子メールの件名は、「【法人名】H30介護ロボット導入支援事業協議書の提出」としてください。
- ・ワード又はエクセルファイルのまま提出してください。（PDFにしないでください。）

6 提出先及び問い合わせ先

〒371-8570 前橋市大手町 1 - 1 - 1

群馬県 健康福祉部 介護高齢課 介護人材確保対策室 石川あて

E-mail : kaigo-kakuho@pref.gunma.lg.jp

電話 027-226-2565（直通）

7 その他

- ・協議書の内容を確認後、内示を行います。
- ・交付決定前に事業に着手した場合は、補助対象外となります。「着手」とは、発注やリース契約などをいいます。
- ・ご不明な点がございましたら、担当あてにお問い合わせください。
- ・要望は、法人ごとに取りまとめて提出してください。